

## 災害時及び火災発生時における消防活動の協力に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と小千谷重機会（以下「乙」という。）は、災害時及び火災発生時における消防活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、小千谷市内において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う消防活動の協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請の内容）

第2条 甲は、次の消防活動について、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）消火活動に支障となる焼き堆積物等の除去
- （2）救助活動に支障となる障害物等の除去
- （3）危険要因となる構造物等の除去
- （4）前号に定めるもののほか、乙の協力を必要とする事項

### （連絡担当者の設置及び情報の共有）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ協力要請に関する連絡担当者を定め、別記様式1により相互に連絡するものとする。

### （協力要請及び応諾）

第4条 甲は、協力が必要と認める場合は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして別記様式2により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行うものとし、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

- （1）消防活動場所
- （2）重機の種類、台数及び人数
- （3）消防活動内容
- （4）消防活動日時
- （5）その他必要な事項

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、可能な限り消防活動に協力するものとし、必要な人員、資機材等を派遣し、甲の指示を受け消防活動を実施するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、前条の規定により、第2条に規定する消防活動を行った場合は、その内容を別記様式3により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく消防活動に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、甲乙協議のうえ負担額を決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙が、消防活動中に甲及び第三者に対して及ぼした損害について、その賠償の責任及び賠償額の負担は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(補償)

第8条 第4条の規定により乙が実施した消防活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による補償を適用するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、消防活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも解除の申し出がない場合は、同一条件で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

(協議事項)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年3月11日

甲 小千谷市  
市 長

宮崎 博



乙 小千谷重機会  
会 長

杉沢 静

